

令和6年度 松江市障がい者雇用支援事業費補助金申請の流れ

松江市障がい者福祉課

令和6年度標記補助金の申請の流れは、以下のとおりです。

内容を確認のうえ、申請する場合は手続きの準備をしてください。ご不明な点がある場合は、障がい者福祉課（障がい者政策係）へご連絡ください。

1. 事前調査書の提出 申請書提出前

2. 申請期限：令和6年6月19日（水）（消印有効）

3. 申請受付：松江市障がい者福祉課（市役所本庁⑩番窓口）

※提出方法は、郵送又は窓口での提出に限ります。

（郵送先）〒690-8540 松江市末次町 86 松江市障がい者福祉課

4. 申請に必要な書類

①補助金等交付申請書（様式第1号（第4条関係））

②障がい者雇用計画書（様式第1号）

③障がい者雇用状況等内訳書（様式第2号）

④障がい者雇用状況等内訳書〔短時間労働者以外の常用雇用労働者用〕（様式第3号）

⑤障がい者雇用状況等内訳書〔短時間労働者用〕（様式第4号）

⑥障がい者に係る雇用保険資格取得等確認通知書の写し

⑦障がい者手帳の写し（住所も分かる部分が必要）

⑧交付申請者が松江市税の滞納がないことがわかる証明書

（令和6年6月1日から6月19日までに発行された「市税の完納証明書」の本書）

⑨障がい者雇用見込み書

※各様式の記載例をご確認ください。

5. おおまかな手続きの流れ

6月19日まで 申請書類一式を障がい者福祉課へ提出

※申請前に「事前調査書」を提出してください。

6月下旬 提出された申請内容について補助の対象となるか確認を行います。

7月頃 補助の支給について該当または非該当の連絡をします。該当となった事業所へは、別途通知を行い、手続きを開始します。

※補助金申請額の合計が予算を超えた場合、交付額の調整のため、交付決定等の通知が予定より遅れる場合があります。

10月頃 上半期分の補助金をお支払いします。

翌年3月31日 実績報告書類一式を市役所へ提出してください。（別途連絡します）

〃 4月上旬 報告書類について審査を行い、補助金の精算手続きを開始します。

〃 5月下旬 下半期分の補助金をお支払いします。

【提出・連絡先】

松江市 健康福祉部 障がい者福祉課 障がい者政策係
担当：土井

〒690-8540 松江市末次町 86 番地

TEL：0852-55-5304 FAX：0852-55-5309

E-Mail：s-fukushi@city.matsue.lg.jp